

令和6年第7回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和6年7月22日（月） 午後1時30分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	青地 弘子
教育委員	山本 一博	教育委員	沖田 行司
教育委員	神寄 由紀美	教育部長	中西 美智代
こども未来部長	井口 みゆき	教育部次長	福井 健次
管理監（幼児担当）	高山 千穂	教育審議員兼教育研究所長	栗田 一路
教育総務課長	池元 貴之	学校教育課長	北川 守一
校務支援室長	松本 良恵	生涯学習課長	中西 恵美子
学校給食センター所長	長崎 充利	能登川図書館長	江竜 喜代子
幼児課長	辻 温	こども相談支援課長	加藤 三奈子
こども政策課長	猪田 誠	事務局（教育総務課長補佐）	小辰 あつ子

以上20名

開会

教育長

皆さんこんにちは。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。  
定例会開会の前に、本日の定例会に傍聴の申し出がありますので、「東近江市教育委員会  
議事運営に関する規則」に基づきこれを許可することとしてよろしいか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、これを認めることとし、入場を許可します。

（傍聴人着席）

教育長

ただ今から、令和6年第7回教育委員会定例会を始めさせていただきます。  
最初に、「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第6回定例会」の会議録に  
ついて、あらかじめ事務局から配付し、御確認いただいていると思います。  
会議録の内容に御異議はございませんか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、「第6回定例会」の会議録は承認いただきましたので、後ほど、「沖田委員」と  
「神寄委員」に署名をお願いいたします。  
なお、今回の第7回定例会の会議録署名委員は、「青地教育長職務代理者」と「沖田委員」  
を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。  
それでは、次第に従い、進めさせていただきます。

「1 報告」です。はじめに、私から教育長報告をさせていただきます。

(教育長報告)

今日はまず前回も少しお話ししました、一昨年、本市の小学校で発生しました、いじめ重大事態について第三者委員会からの報告内容を市ホームページで公表した件についてです。

第三者委員会からの報告内容、指摘事項については、前回お話したとおりですが、私としては、この報告を一区切りと考え、被害者である児童の保護者に直接謝罪をさせていただきました。

私たちには、今度このようなことが起こったとき、どのように対応するかが問われていると思っています。報告書の指摘や保護者の思いを真摯に受け止め、今後二度とこのようなことが起こらないよう、教職員の研修を重ねてまいりたいと考えております。

続いて、パリオリンピック女子体操の宮田笙子選手の飲酒・喫煙での出場辞退を皆さんはどう思われましたか。

私は、あまりに日本的であきれてしまいました。日本的という言葉が適切かどうかは分かりませんが、今回の件については、法律違反、団体規律という言葉が出てきています。しかし、二十歳未満での飲酒・喫煙については、指導はありますが、実際に処罰されるということはないようです。そうしますと、団体規律違反ということが問題となるのだろうということです。ネットでの多くの意見を見ていて、少し疲れてしまいました。私ですら、読んでいてつらくなるのですから宮田選手には見てもらいたくないと感じましたし、私自身のコメントもしたくないと思いました。

彼女の通う大学である順天堂大学のコメントは様々なことに配慮した適切なコメントと受け止めましたが、「教育的配慮から真摯な反省を前提に十分な教育指導をした上でオリンピック出場もあり得るとした考えや、本人が負う社会的ペナルティの重さへの懸念から残念な思いである」とした点については多くの批判が寄せられていると言います。

「子供たちへの教育的指導とはどういうことなのか」本当に考えさせられた出来事です。いずれにしても切ない思いだけが残ったと感じています。

先日、「サンドイッチマン&芦田愛菜の博士ちゃん」というテレビ番組を見ました。葛飾北斎になりたいという 14 歳の少年が登場し、彼がオランダ、イギリスに渡り幻の北斎画を大探索するという番組でした。この少年が北斎張りの絵をととも上手に描くことと、大英博物館の収蔵庫を特別に見せてもらうことができたということに大変感動しました。

話がうまくつながりませんが、この土日に大阪へ行ってきました。目的はミュージカルを見に行くことだったのですが、偶然、あべのハルカス美術館で北斎ではなく歌川広重の「摺りの極」という展覧会が模様されているというのを知り、行ってきました。初期の作品から晩年まで、歌舞伎の役者絵から吉原などの美人画、東海道に代表される風景画までそれぞれ多くの作品が展示されていました。

風景画では代表作の「東海道五十三次」はもちろんのこと近江八景も多く提示されていました。また非常に珍しいとされる肉筆画もあり、大変興味深いものとなっていました。内容については論じられるだけの知識がありませんので申し上げますが、本当に多くの方が来館されていて、感動しました。まだ開催されていますので、ぜひ皆さんも足を運んでいただければと思います。

その後は、本来の目的であるミュージカル「この世界の片隅に」を見に行きました。原作はこの史代さんの漫画で、長編アニメや実写版ドラマ化もされていますので、御存知の方

## 教育長

も多いかと思えます。

広島から呉に嫁いだ「すず」という主人公が戦時下の中にあっても、純粹に生きていく姿を描いているものです。ストーリーは、アニメとほぼ同じで、このミュージカルの音楽をアンジェラ・アキさんが担当されています。アンジェラ・アキさんがNHK全国学校音楽コンクール中学生の部の課題曲に提供された「手紙～拝啓十五の君へ～」を御存知の方も多いたと思いますが、2014年に日本での活動を無期限停止とし、ミュージカルを学ぶためにアメリカに渡っていました。

今回のミュージカル「この世界の片隅に」が復帰第一作となっています。ミュージカルとしてとても感動しましたし、戦争の爆音が世界各地でなりやまないなか、戦争を題材にしたものをしっかり見るということは大切なことだとも思いました。最近の新聞報道にありましたが、日本の課題として、昨年の自衛隊の採用者数が募集の半数にとどまったということでした。これをどう捉えるかは今後考えていくべきことではないかと感じました。

翌日は、朝から大阪市の「こども本の森中之島」へ行ってきました。3階建てで、壁はほぼ全て本棚になっています。配架されている本の冊数はそんなに多くはないように感じましたが、テーマ別に分けられていて、多くが表紙を見せる形で置かれていました。子供たちは階段を利用しながら、気になる本を気軽に手に取っていました。

建築家の安藤忠雄さんの提案設計で、京都大学のIPS細胞研究所名誉所長の山中伸弥さんと共に応援団を標ぼうされている施設です。

土日だけなのかもしれませんが、1時間半ごとの入替え制で、予約を取らなければ、入館できません。その分、ゆったりと館内で過ごすことができます。滋賀県が設置を目指している「こどもとしょかん」がどのようなものか、ほとんど情報が伝わってきませんが、このようにしっかりしたコンセプトのもとに設置されると素敵だと感じました。

以上、文化芸術に親しんだ2日間でした。

私からは以上です。次に教育部長から報告をお願いします

(教育部長報告)

## 教育部長

皆様、こんにちは。教育部長の中西です。よろしく申し上げます。

梅雨が明け、夏本番となり、この先は危険な暑さが続くということで、熱中症の嚴重警戒が必要ということです。

そのような中で、市内の小中学校では、先週末に終業式を終え、21日から夏休みに入りました。今年度から、小学校の夏休みは8月31日までとなります。中学校は例年どおりとなりますが、部活動においては、しっかり判断して無理のないように実施していきたいと思えます。長い休みになりますが、子供たちが安全で充実した夏休みを過ごし、笑顔で元気に新学期を迎えてくれることを願うばかりです。

7月19日に、令和7年度の滋賀県予算編成に向けての政策提案について、滋賀県知事と副知事に提案を行ってまいりました。毎年、各部から提案事項を挙げ、その中から最重点項目は知事に、重点項目については、副知事に直接提案を行っているものです。今年度は教育部から挙げた3つの提案のうち「日本語指導等への支援の充実について」が重点項目に選ばれましたので、7月16日から新たに副知事に就任された岸本織江副知事に提案をいたしました。また、7月25日には今回の提案事項を含め、教育部からの3点の提案事項について、福永教育長に提案を行う予定です。詳細については8月の定例会で報告いたします。

## 教育部長

次に7月6日には、今年で3回目となる「東近江市中学生議会」の任命式を開催し、実行委員長から19名の中学生議員に任命書と議員バッジが交付されました。これから11月の本会議まで6回にわたるグループワークや事前研修等を重ね、自分たちの思いをしっかりと質問書や提言書にまとめあげてくれることを期待していると激励をさせていただきました。

また、7月17日には第1回東近江市学校給食運営委員会を開催し、教育委員を代表して出席の神寄委員が委員長に就任されました。委員会では、学校給食の概要や令和5年度事業実績や令和6年度事業計画等について説明をし、委員の皆様から御意見をいただきました。特に、牛乳の飲み残しや残食については、関心が高いと感じたところです。

以上、教育部からの報告とさせていただきます。

## 教育長

ありがとうございました。それではこども未来部長から報告をお願いします。

(こども未来部長報告)

## こども未来部長

皆様こんにちは こども未来部長の井口です。

幼児施設におきましても、7月21日から1号認定の園児の夏休みが始まりました。今年も暑さの厳しい夏になりそうですが、子供たちにとりましては、様々な経験をし、思い出を作る大切な期間ですので、元気に楽しい夏休みを過ごしてほしいと願っております。

それでは、こども未来部からは4点報告いたします。

まず1点目は、夏季休業期間限定の学童保育所及びこどもの居場所の開設について報告します。

先ほど、教育部長の報告にもあったとおり、小学生の夏休みが始まったことを受け、夏季休業期間限定の学童保育所を布引小学校内に開設しました。今年の3月31日現在の学童保育所待機児童を対象として実施しています。

また、夏季休業期間におけるこどもの居場所として、東近江市福祉センターハートピア及び能登川地区にあるやわらぎホールで開設しました。いずれも市の委託事業として実施するものです。こちらは市内すべての小学生が対象となっています。詳細については、この後、常任委員会協議会の報告として、担当課長から説明いたします。

2点目、7月5日に令和6年度要保護児童対策地域協議会第1回代表者会議を開催しました。この協議会は、児童福祉法に基づき設置しているもので、児童虐待の未然防止や、要保護児童若しくは要支援児童やその保護者などへ迅速かつ適切な対応ができるよう、協議や情報交換などを行っています。

今回は、本協議会の令和5年度実績報告及び「こども家庭センター」について研修いたしました。児童虐待の状況等については、この後、常任委員会協議会の報告として、担当課長から説明いたします。

3点目、7月16日に、令和7年度滋賀県予算編成に向けての政策提案として、こども未来部から滋賀県こども若者部長に3項目の政策提案をしました。

提案した3項目とは「学童保育所の待機児童対策の推進について」、「保育士等に係る補助基準額の増額見直しについて」、「こども誰でも通園制度(仮称)の円滑な導入について」、でございます。

県においては、市からの提案を真摯に受け止め、県として対応策の検討や、国へ要望を行う旨の回答をいただきました。

こども未来部  
長

最後に4点目は、7月20日(土)に、保健子育て複合施設ハピネスにおきまして「子育て講演会」を開催し、60人の参加がありました。

今回は、父親の育児参画をうまく進めるには、という内容ということもあり、多くの男性にも参加いただけました。

講師の先生からの声かけもあり、講演後に講師の先生に個別に相談されるお父さんが4人おられ、熱心に受講いただきました。

以上、こども未来部からの報告とさせていただきます。

教育長

ありがとうございます。今回は、教育部次長から、福祉教育こども常任委員会の視察研修について報告をしてもらいます。

教育部次長

教育部次長の福井です。よろしくお願いします。

市議会には3つの委員会があり、委員会毎に、7月から8月に先進地視察に行かれます。

今回は一日目が埼玉県新座市のGIGAスクール、二日目の午前中が武蔵野市の学校給食、午後が戸田市の不登校対策、三日目の午前中に富士見市でホール運営について視察させていただきました。4箇所の視察先のうち3箇所が教育委員会の関連でしたので、今回は教育部と文化スポーツ部から1名ずつ、議会事務局から1名で随行させていただきました。

4箇所とも紹介できるといいのですが、今回は戸田市の不登校対策について説明いたします。

戸田市は、埼玉県の南東部にあり、荒川を境に東京都と接しており1966年(昭和41年)市制施行ということです。JR埼京線で池袋まで20分、人口14万2千人、面積は18平方キロで東近江市の20分の1の面積で人口密度は約30倍で、正に都心のベッドタウンです。

平均年齢は41歳で高齢化率は16.6パーセントです。車での移動でしたが、農地は皆無で道路は狭く、住宅地と商業施設ばかりの町という印象です。お寺や神社、鎮守の森のようなものはほとんど見られませんでした。

小学校が12校、中学校が6校、県立高校が2校あります。

視察では戸田市の戸ヶ崎教育長が約2時間説明をしてくださいました。

教育長は国などの様々な審議会の委員を兼任されており、国、県、大学はもとより、ベネッセやトライなど教育産業の企業ともつながりがあるようです。

教育長に就任されて10年ほど経過しているのですが、就任当時、いじめや不登校で埼玉県の教員は戸田市への異動希望を出されなかったそうですが、今は真逆で戸田市の学校で働きたい先生が大変多いそうで人気ランキングトップだそうです。

今回は「戸田型オルタナティブ・プラン」について視察しました。あまり聞き慣れない言葉ですが、「新たな」とか「代替の」という意味があり「子どもたちに新たな居場所を」という願いをこのプランに込めておられるそうです。令和4年にこのプランを計画され、2年経っているということです。「誰一人取り残されない教育」の実現に向けた取組です。

オルタナティブ・プランには3つの柱があり、1つ目は『不登校を支援する』、2つ目は『不登校を科学する』、3つ目が『不登校を理解する』という三本柱です。

1つ目の『不登校を支援する』ということですが、多様な学びの場の選択肢の拡充に力を入れておられます。小学校には当市でいう「校内教育支援センター」が小学校12校全校に配置されています。また、中学校には県の施策で配置された「さわやか相談室」があり、さ

教育部次長

らに県と市の連携によって県立戸田翔陽高校内に中学生のための不登校生徒支援教室「いっぽ」を開設されています。

それに加えて、オンラインを活用した児童生徒等の居場所として「認定NPO法人カタリバ」との連携によるメタバース空間の不登校支援プログラムの活用も始められており、正に産官学との様々な連携によって、スピード感をもって取り組んでいるということでした。

また、当市でいう「オアシス」、児童生徒成長支援室については、戸田市には2箇所あり、1箇所は教育センター内にあつて「株式会社Gakken」が、昨年8月にできた2箇所目の支援室は西部福祉センターという施設内に設置され、「家庭教師のトライ」がそれぞれ委託を受けておられるそうです。

戸ヶ崎教育長は、児童生徒に対して押さえつけるような厳しい指導等にならないように民間業者に委託しているということでした。

2つ目の『不登校を科学する』ということについては、教員の経験と勘と気合、いわゆる教員の3Kに頼るのではなく、データを根拠に分析などを行い、児童生徒の実態等を科学の視点で捉え、不登校対策や支援にいかしているということでした。当市で取組をはじめた「心の健康観察」と同じで不登校などのSOSサインを早期に見抜くことに努めておられます。

3つ目は『不登校を理解する』ということです。不登校は「心が風邪を引いた状態」と捉え、保護者や地域と同じ方向を向いて温かい支援を行うということで、そのネットワーク作りにも力を入れておられます。市が主催されている「不登校シンポジウム」では、悩みを抱えた保護者同士が涙しながら話されるという事例も発表されました。

「誰一人とり残さない」ではなく、「誰一人取り残されない」仕組みが必要という内容が印象的で、2時間はあつという間でした。先進的な事例ということでしたが、取組の内容については東近江市も引けをとっていない印象でした。

最後に、戸ヶ崎教育長は毎日のようにフェイスブックを更新されており、視察の対応や教育委員会での討論内容、国の会議での議論内容などを投稿されています。その中で印象的だったのが、「情報は発信している人に集まる」というフレーズでした。

以上で報告とさせていただきます。

教育長

ありがとうございます。

それぞれの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

山本委員

教育部長報告で、滋賀県予算編成に向けての政策提案が3つあり、8月に詳細を説明されるということでしたが、その中の1つは日本語指導についてということですが、あと2つはどのような内容でしょうか。

教育部長

「不登校児童生徒への支援の充実について」と「校務ネットワークの構築と更新について」です。また、来月、県の意見も含めて報告させていただきます。

山本委員

ありがとうございます。

教育長

続きまして、「2報告」に移ります。

「福祉教育こども常任委員会協議会報告について」教育部から報告をお願いします。

学校教育課長

令和4年に市立小学校で発生したいじめ事案について、いじめ問題対策委員会、通称第三者委員会から、5月14日付けで教育長に答申をされました。

報告書はA4で40ページ程でした。また、概要版としてA4、6ページ程のものも作成していただきました。その概要版を基に本市の個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報に最大限考慮して公表版として作成しました。それがお手元の資料「小学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書（公表版）」です。この公表版とともに公表における方針を7月11日の福祉教育こども常任委員会協議会で報告後、東近江市のホームページで公表しました。ホームページで公表した後、6社（共同・毎日・京都・中日・滋賀報知・読売）から取材があり翌日以降に掲載されました。そのうち共同通信は、掲載がありませんでした。産経は、取材はありませんでしたが、インターネットに記事が掲載されました。今回の公表については、答申後、当該保護者と話し合いを重ね承諾を得ています。

報告書では、当該児童と保護者からの申し立てや相談を受けていたにもかかわらず、学校は組織的な対応が不十分であり、被害が深刻化していった。市教委は深刻な状況にある当該児童と保護者に寄り添った対応ができておらず、いじめ重大事態の認識不足であるとの指摘を受けました。

学校と市教委への提言を受けて、今後二度とこのような事態が発生することのないよう誠実に対応してまいります。具体的な対応としては、本年度から、学校教育課内に警察OBの学校問題対策支援員、スクールカウンセラーを常勤職員として配置しています。また、中学校区ごとに指導主事を配置し、小中で連携した指導ができる体制をとっています。

また、心の健康観察と称して、タブレットを用いた健康観察を小学校2校、中学校1校で実証の取組を始めています。今後も、子供たちと真摯に向き合い、再発防止に向け、まずは一人一人をしっかりと理解し、一人一人の育ちに寄り添っていくことを第一とし、子供たちが安全に安心して学び、成長できる環境づくりにより一層努めてまいります。

教育長

この件について御意見、御質問等ございませんか。

教育部長

補足ですが、今回の委員会協議会で報告をし、公表についての意見等はありませんでしたが、教育委員会と学校へいただいたそれぞれ6つの提言に対して、今後どのような対応をしていくのかということをお委員から問われました。前回教育委員会で審議をさせていただいた学校における対応策と教育委員会の対応策について、委員会協議会で提示させていただきました。

教育長

対応策を御覧いただいて、御意見等を伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。  
よろしいでしょうか。

それでは、次にこども未来部から「令和5年度家庭児童相談の状況について」報告をお願いします。

こども相談支援課長

こども相談支援課長の加藤です。よろしくお願いします。

「令和5年度家庭児童相談の状況について」説明いたします。資料を御覧ください。

1点目の「通告相談の推移」につきましては、令和5年度の新規通告件数は、虐待対応が

98件で前年度より24件減少しています。虐待4項目以外の養護などに関する相談が113件で前年度より40件増加し、合計は211件で前年度より16件増加しました。

相談のあった家庭と関わる中で、適切な親子関係が築けていない家庭や、適切な育児方法などが習得できていない家庭が増加傾向にあると捉えており、このことが相談の増加につながっている要因の一つと考えています。

継続ケース746件を合わせた対応件数の総数は957件で、前年度より87件増加し、東近江市要保護児童対策地域協議会が設置された平成20年度以降で最多となりました。

2点目の「虐待の種類別内訳」につきましては、虐待4項目とされるネグレクト、心理的虐待、身体的虐待及び性的虐待の件数をまとめています。

令和5年度で最も多いのが心理的虐待で新規・継続を合わせて258件、円グラフのオレンジ色で43パーセントを占めています。次いで多いのがネグレクトで174件、グラフの青色で30パーセントを占めています。

前年度と比較しますと、割合について大きな変化はありませんが、心理的虐待の件数が増加しています。

心理的虐待につきましては、家庭内に子供がいる状況で家族に暴力を振るったり、暴言を浴びせたりする場面を子供が目撃しているという面前DVが増えており、警察から児童相談所に通告される件数が増えています。

3点目の「虐待通告時の年齢別内訳」につきましては、令和5年度で最も多いのが0歳から2歳までで新規・継続を合わせて203件、円グラフの青色で35パーセントを占めています。次いで多いのが3歳から5歳までの119件、グラフのオレンジ色で20パーセントを占めており、就学前の年齢での通告が55パーセントを占めています。

前年度と比較しますと、割合について大きな変化はありません。

2ページを御覧ください。4点目の「虐待通告の経路別内訳」につきましては、令和5年度で最も多いのが学校・保育所等からの通告で新規・継続を合わせて215件、円グラフの青色で36パーセントを占めています。次いで多いのが保健センターなど市の関係機関で160件、グラフのオレンジ色で27パーセントを占めています。

前年度と比較しますと、割合について大きな変化はありません。

子供が一日のうち長く過ごしている学校・保育所等で、職員が普段の子供の言動を注意深く観察し、家庭の様子を把握していただいているものと捉えています。

5点目の「主な虐待者別の内訳」につきましては、令和5年度で最も多いのが実母で新規・継続を合わせて377件、円グラフの灰色で63パーセントを占めています。次いで多いのが実父で195件、グラフの青色で33パーセントを占めています。

前年度と比較しますと、割合について変化はありません。

父母が子供のためだと考えていても、虐待は子供の心や体に影響を及ぼします。また、父母の喧嘩についてもその内容によっては、心理的虐待に当たります。父母が子育てに苦勞している現実が伺え、子育て家庭が孤立しないような支援が重要と言えます。

3ページを御覧ください。6点目の「家庭児童相談員の関わり件数の推移」につきましては、令和5年度は2万6,809件で、前年度より287件減少しました。

減少の要因につきましては、家庭訪問や面談、電話対応など、家庭児童相談員が早めに対応をして、丁寧な関わりをしているためと考えております。

なお、SOSを発信できる家庭ばかりではありませんので、市側から発信して相手の気持

こども相談支援課長	<p>ちを汲み取り、関係を築きながら対応することを心掛けています。</p> <p>7点目の「家庭児童相談員の担当ケース数」につきましては、相談員8人が市内を8地区に分けて対応しました。1人の相談員が平均120件程度、家庭数では平均58家庭に対応し、相談員1人当たりで前年度より10件、20家庭ほど増加しました。</p> <p>令和6年度は、相談員1人当たり平均100件50家庭で管理をスタートしています。ケースによっては、係長や管理職などと一緒に対応に当たるほか、児童相談所に相談や援助を依頼することもあります。</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会での実務者会議を各地区3回ずつ開催し、県のスーパーバイザー、東近江警察署、児童相談所を含めて、管理している児童等についての状況確認や今後の方向性について検討を行い対応しています。</p> <p>8点目の「彦根こども家庭相談センターにおける一時保護の推移」につきましては、令和5年度は15件となっており、減少傾向にあります。</p> <p>一時保護は、子供が帰りたくない、傷やあざが発見され危険なため家に帰せないなど突発的で緊急的な対応になり、児童相談所の判断で実施されるものです。市が対象家庭に対して丁寧な関わりをしていることが一時保護の減少につながっているものと捉えています。</p> <p>今後も子供の安全と家庭の安定につながられるような支援を行い、引き続き、子供の命と人権が守られるように関係機関と情報を共有し、連携して対応してまいります。</p> <p>説明は、以上となります。</p>
教育長	この件について御意見、御質問等ございませんか。
山本委員	3の虐待通告時の年齢別内訳についてですが、新聞に出ている虐待の記事を見ますと3歳から8歳程度の年齢の子供が多いように思いますが、0歳から2歳が一番多いというのはどういった内容でどういった背景があると考えていますか。
こども相談支援課長	0歳から2歳という年齢が一番多いのは、保護者と一緒に家庭にいるケースが多く、保護者の気持ちの問題もあると思うのですが、そこで虐待が多く起こっていると感じています。しかし、保護者も子育てに対して不安を持っておられることもあるので、そういった点で予防策として対応する必要があると感じています。
沖田委員	東近江市では、子供が生まれたときや子育ての悩みを持っておられる保護者を集めて、子育て教室を開いたり、お互いが話せる場があるのですか。
こども相談支援課長	保健センターの事業で、出生後1箇月経過しますと保健センターの保健師が訪問します。そこで悩みを相談することができます。その後4箇月児健診、7箇月児相談、10箇月児健診といろいろ相談する場があります。しかし、そういった場に出向く方ばかりではなく、家庭にこもってしまったり、いろいろな事情で出られないなど社会的要因も虐待につながっているのだろうと思っています。
沖田委員	休日などに保護者が子供を連れて集まることのできる場はあるのですか。

こども相談支援課長	たくさんあります。
沖田委員	そういったところに出向かない保護者が問題なのですか。
こども相談支援課長	出向かない方もおられますが、出向いても相談ができない保護者もおられますので、もっと相談できる場になればと思っています。
沖田委員	相談というところに大きな壁があると思うのですが、相談の前段階で気軽に集まって保護者同士で子育ての悩みなどの情報交換をする場があればいいと思うのですが、そういった場はないのですか。
こども未来部長	<p>「つどいの広場」が市内に 13 箇所あり、親子で交流する場となっています。公立公設で行っているものについては、土日に実施していませんが、民設民営でされているものは土日もイベントをしながら、親子で交流する場となっています。また、サークルもあります。</p> <p>妊娠期から保健師や子育てコンシェルジュが関わっていますので、妊娠届があったときから本人や家族、家庭の様子を見て不安要素があれば常に連絡をし、関りを持ちながら一緒に歩いていくといった形で進めています。</p>
沖田委員	先ほど常任委員会の視察研修報告のときに、いじめのデータを科学的に解析すると言われましたが、虐待もデータを集めて科学的に分析をされているのですか。
こども相談支援課長	科学的な分析ではありませんが、相談件数は把握していますので、どういった案件が多く、どう接すればよいかということは考えています。
青地教育長職務代理者	<p>通告相談が過去最大になっているということですが、どういった理由があるのでしょうか。背景としてどのように考えておられますか。</p> <p>もう一つ、虐待の種類がネグレクトと心理的虐待がかなりの数があります。中でも、心理的虐待については面前DVも含まれるということですが、見ていないものをどこで把握するのですか。どのように数を捉えていくのか疑問に思っています。</p> <p>4 の虐待通告の経路を見ると、学校・保育所等が一番多いです。そういった案件がどこで吸収されて、どのように挙がってくるのでしょうか。</p>
こども相談支援課長	<p>まず、通告相談件数が多くなってきた理由ですが、いろいろなところで虐待の通告を促したり、メディアで多く報道され、皆さんの意識も変わってきているのだと感じています。また、学校や園の先生が念入りに子供たちの様子を見ていただいているので、そこから件数が多くなってきているのだと思います。</p> <p>次に、ネグレクトと心理的虐待ですが、心理的虐待は暴言や子供たちの心理に対しての虐待です。面前DVですと、夫婦がけんかをし、暴言を浴びせられたりしている場面を見ると心理的虐待になります。</p> <p>ネグレクトは子供の世話をしないや医療機関に見せないといった親の役割をしないとい</p>

こども相談支援課長	<p>うものです。</p> <p>虐待の種類ですが、園・学校から通告が挙がってきているのが多いです。また、発達支援センターや保健センターでも保護者が来られる場で、「たたいている」と言われることがありますので、それを聞いた関係機関の職員が福祉へ通告を行う状況です。</p>
青地教育長職務代理者	<p>保護者の意識がどうあるのかという辺り、こちらが捉えていることと保護者の意識とのギャップを伝えられる方法、両方が接する点があればいいと思います。</p>
こども相談支援課長	<p>当課の支援内容として、指導ベースと支援ベースがあります。虐待をしてはいけないという指導を行う指導ベースの家庭と、何か困っていることに対して支援を行う支援ベースの家庭もあります。ケースによっても様々ですので、いろいろな支援をしながらより良い子育てができ、子供の安全につながる支援ができればと思っています。</p>
山本委員	<p>東近江市の状況を教えてくださいましたが、国や県と比べて東近江市の特徴というものはありますか。</p>
こども相談支援課長	<p>県内の市町と比較すると、若干件数は少ないです。</p>
教育部次長	<p>件数の数え方を教えてください。</p>
こども相談支援課長	<p>一軒に3人いれば3件と計上します。虐待回数は関係なく、一人の案件が終結するまで1件です。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、こども政策課から「夏季休業期間限定学童保育所の申込状況等について」報告をお願いします。</p>
こども政策課長	<p>こども政策課の猪田です。</p> <p>資料「夏季休業期間限定学童保育所の申込状況等について」を御覧ください。大きく二つに分かれています。</p> <p>1 夏季休業期間限定学童保育所の申込状況、2 夏季休業期間におけるこどもの居場所の参加予定者についてです。</p> <p>1 の学童保育所については、保護者が就労等によって放課後家庭におられない世帯で、保育の必要性がある児童が対象です。また、2 のこどもの居場所については、誰でも参加できることで、この二つには大きな違いがあります。</p> <p>1 (1) 入所決定児童数については、12 人です。対象の児童は、3 月末の待機児童 76 人に対して案内をし、そのうち申し込まれた方が 12 人となりました。開所時間は午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分です。学年別内訳は、小学 2 年生が 2 人、小学 4 年生が 7 人、小学 6 年生が 3 人で、小学校別内訳は表のとおりです。入所場所は布引小学校の学童保育所です。</p> <p>1 (2) 保育スタッフの確保数ですが、21 人おり、うち放課後児童支援員有資格者が 1 人</p>

こども相談支援課長	<p>確保できています。</p> <p>2 (1) 東近江市福祉センターハートピアへの参加者は27人です。開設時間は午前9時30分から午後4時30分です。学年別の内訳は、小学1年生10人、小学2年生14人、小学3年生3人です。毎年、ハートピアへ応募される方は多く、今年も64人が応募されました。低学年から申込みを承諾しているため、1年、2年、3年が多い状況です。小学校別内訳は表のとおりです。</p> <p>2 (2) やわらぎホールについては、運営は能登川地区まちづくり協議会に依頼しており、開設時間は午前9時から午後4時までです。やわらぎホールは月曜日が休館日ですので、火曜日から金曜日までの週4日間の開設となります。学年別内訳は、小学1年生9人、小学2年生7人、小学3年生8人、小学4年生2人、小学5年生5人で、小学校別内訳は表のとおりです。この能登川地区まちづくり協議会が実施されている事業につきましては、国から10分の10の補助金を受けて委託事業を実施しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	この件について御意見、御質問等ございませんか。
神寄委員	ハートピアの申込について、64人が応募されたうち低学年の方から27人が入所されたとのことですが、兄弟で申し込んで上の子供だけ入れなかったパターンはないのでしょうか。
こども政策課長	そこまで確認しておりませんが、このような事業をした際は、できるだけ兄弟で入ってもらうのが理想ですが、申し込まれた方に不公平感がないように実施していると聞いています。
神寄委員	兄弟で下の子供だけが入れて、上の子が入れなかったため両方とも入所をやめたというケースがあったのか確認はされていないですか。
こども政策課長	確認はしていません。しかし、ハートピアは6月6日に募集を締め切っており、その後やわらぎホールは6月10日頃まで募集をしていましたので、ハートピアに入れなかった方は社会福祉協議会からやわらぎホールの募集について案内をしていただきました。
山本委員	1 (1) の学童保育所の方は、それぞれの学校に付随しているところですね。2は八日市地区と能登川地区での開所ですね。小学校別内訳を見ると近くでない所からも来られているということは、保護者が送迎されるということですか。
こども政策課長	2のこどもの居場所については、誰でも利用できるということもあり、長期の休暇の間にいろいろな体験をさせたいという思いや、子供がいると家の仕事ができないということで遠くからでも利用していると聞いています。
教育長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、続いて「4 その他」の各課報告に移ります。</p> <p>各課からお願いします。</p>

各課報告

- 教育しがNo.95（学校教育課）
- 教育研究所だよりNo.250（教育研究所）
- 報告事項（生涯学習課）
- 報告事項（図書館）

教育長

各課からの報告について、御意見等がございましたらお願いします。

青地教育長職務代理者

教育研究所事業についてですが、夏の教職員の研修講座の状況、傾向を教えていただきました。

教育審議員

希望研修について、たくさん講座を用意しており、本日の午後から始まっています。東近江市だけではなく広域で行っており、少なくとも一人一講座は受講するように案内をしています。最高6講座を受講される教員もおられます。年々受講者も増えています。

青地教育長職務代理者

どんな講座を行っているかなど、どんどん情報を発信していただきたいと思います。そういったことも踏まえて、最近図書館の動きが活発になってきているように感じます。そのため、子供たちも含めて多くの人が集まってくるのだと思い楽しみにしています。いろいろなイベント等があると思いますので、そういった情報は早めに進んで発信していただければと思います。

教育長

以上で、全ての案件が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。

各委員

（意見、質問等なし）

教育長

それでは、次回の第8回定例会（教科用図書採択含む）は、令和6年8月23日（金）午後1時から「市役所 東庁舎 東D会議室」で開催いたしますので、よろしくをお願いします。

また、第9回定例会について、事前に委員の皆様にはお知らせしていますが、議会等の日程の都合で9月30日（月）午後1時30分から「市役所 東庁舎東D会議室」で開催しますので、御出席をお願いします。

それでは、以上をもちまして、令和6年第回教育委員会定例会を終了させていただきます。

会議終了

午後3時00分

会議録署名委員

---

会議録署名委員

---

教 育 長

---